

課外活動再開ガイドライン

2020年10月20日

【活動再開の条件】

- ① 本学の課外活動再開ガイドラインを順守すること。
 - ② 各競技団体等や一般社団法人大学スポーツ協会の『新型コロナウイルス感染症対策としての「UNIVAS 大学スポーツ活動再開ガイドライン」』が示すガイドラインを順守すること。
- 以上2点を踏まえ「課外活動再開許可申請書」を提出すること。

I 感染対策について

1. 活動は、原則として顧問教員の管理下で行い、顧問教員および学生の代表者双方でガイドラインが順守されているかを把握、確認する。
2. 活動参加者および活動参加者と同居している人について、以下の①～⑤に該当する場合は参加を禁止する。同居している人について以下の①～⑤に該当する場合は、「健康観察表」表3の「同居者の健康観察用紙」欄に記入すること。

なお、以下に該当していなくても、保証人から活動参加の同意がない(保証人同意書が提出されていない)場合は、活動への参加を禁止する。

- ① 新型コロナウイルス感染症の PCR 検査等を受けて（受ける予定となった日も含む）から結果が出るまでの期間。
- ② 新型コロナウイルス感染症の PCR 検査等により陽性の判定を受け、活動当日までに療養が終了していない。
- ③ 保健所より感染者の「濃厚接触者」と判断され、自宅待機となっている。
- ④ 海外から帰国、入国された方で、活動当日までに14日間経過していない。
- ⑤ 活動当日に息苦しさ(呼吸困難)、強いだるさ(倦怠感)、発熱(37.5度以上)などの症状がある。または同居している人に症状がある。

3. 感染防止対策

- (1) 原則としてマスクを着用する(楽器の練習などを除く)。
- (2) 適宜、消毒液などで手指の消毒を行う。
- (3) 「密閉」をしない：室内活動の場合、窓と扉を開放するなど室内の換気をする。

最低でも 30 分に 1 回以上、数分程度、窓と扉を全開にする。

(4) 「密集」をしない：他の人とは互いに手を伸ばして届かない十分な距離(2m 以上)を取る。

座席では隣の人との間隔をあけ、真向いには座らない。

(5) 「密接」をしない：対面での活動の場合は適切な距離を保ち、マスクを着用する。

大声での会話はしない。

(6) 活動開始前に、代表者が参加者全員の「健康観察表」を集め、学生生活課の窓口で記録内容の確認を受ける。「健康観察表」の持参を忘れた学生、検温をしていない学生は、活動に参加できない。保健センターでの検温結果は認めない。

(7) 活動終了後、共有している用具や多数の人の手が触れる場所（机、ロッカー、ドアノブ、手すり、スイッチ等）をアルコール消毒液で適宜拭いて消毒を行う。また、飲料水等のボトルやタオルの共有は禁止する。

4. 活動をする団体は、必要最低限の参加者及び活動時間を設定する。

毎回の活動は、原則として顧問教員の管理下で行う。

参加人数：使用施設の収容人数の約 50%以下とする。

活動時間：一人当たり週 1 回、1 回当たり 2 時間までとする。

活動の際は、開始時間に合わせて集合し、終了後は速やかに解散すること。

5. 参加については各人の意思を尊重する。また、活動参加についての保証人同意書が提出された人のみ参加を許可する。参加の強制や参加しない人への不当な扱いを絶対に行わないこと。

6. 活動する団体内での参加者(監督・顧問含む)の感染が確認された場合は、活動を中止する。

感染が確認された場合の対策として、活動参加者及び活動内容を把握しておくこと。

7. 当面の間は、外部施設の利用や他大学との共同活動、会食や合宿等を伴う活動は禁止とする(本学内への外来者の入構も禁止する)。ただし、外部施設の利用や他大学との共同活動について、顧問教員が十分な感染対策を踏まえた活動と認め、顧問教員から活動申請があった場合は、その都度「クラブ顧問連絡会」を実施し、活動の許可を検討すること。

8. 「健康観察表」を使用し、体調の変化を確認する。少しでも体調に異変があった場合は速やかに活動を中断すること。

9. 体育系団体が活動を再開する際は、怪我の増加防止のため強度が低く時間が短い運動から始め、徐々に心身を慣れさせる活動内容に工夫する。

10. 楽器の演奏及び歌唱を伴う団体が活動を再開する際は、他の人と十分な距離を保ち、真向いには立たない活動環境を整える。

II 学内施設の利用について

〈栄養学部（坂戸キャンパス）〉

各施設の利用時間は 9 時から 19 時までとする。土・日・休祝日の施設利用は不可とする。

感染対策用品（学生生活課から借用したアルコール・アルコール容器・ペーパーナプキン・ゴム手袋・ごみ袋）を使用し、用品の消毒を各自で行う。

1. クラブハウス

荷物の出し入れを除く利用を当面禁止とする。

2. 11 号館(練習室・集会室)

利用する 7 日前までに学生生活課窓口で予約を行う。利用する際には、11 号館使用ガイドラインの確認を必ず行い、順守する。当日予約による個人利用は不可とする。

練習室は一部屋につき 1 名のみの利用可とし、30 分に 1 回以上の換気を行う。換気中は音を出さないこと。

3. アリーナ・小体育館・更衣室

利用する 7 日前までに学生生活課窓口で予約を行う。アリーナ使用ガイドラインの確認を必ず行い、順守する。常にドアや窓は換気のため開けておくこと。

アリーナ：利用人数は 40 名以下とする。

小体育館：利用人数は 10 名以下とする。

トレーニングルーム：利用人数は 5 名以下とする。

更衣室：利用人数は 30 名以下とする。

4. キャンパス内テニスコート

利用する 7 日前までに学生生活課窓口で予約を行う。

5. 香友会館

利用する 7 日前までに学生生活課窓口及び香友会館で予約を行う。利用人数は 5 名程度(利用用途により変更可能)。香友会館使用についての感染対策指針に従うこと。

6. 教室

当面禁止とする。少人数で集会する際は 11 号館の集会室を利用すること。

Ⅲ 活動再開の手続きについて

- (1) 「課外活動再開許可申請書」を学生生活課へ提出する。
- (2) 「課外活動再開ガイドライン」を踏まえ各団体の実施する感染対策が十分であると判断された場合に限り、活動を許可する。感染対策が不十分と判断されたときは、活動を許可しない場合がある。
- (3) 参加者の「課外活動再開に当たっての保証人同意書」(別紙)を学生生活課へ提出する。同意書が提出されていない人の活動の参加は禁止する。

Ⅳ 課外活動の提出書類について

活動ごとに「活動届」を提出する。提出する際は以下の①～③の項目を確認する。
従来使用していた「集会届」・「外部活動届」は使用不可とする。

- ① 顧問教員の承認を得ている。
- ② ガイドラインで示している感染対策を踏まえた参加人数及び活動時間である。
- ③ 学生生活課への提出は感染対策担当(学生)が行う。

* 注意事項 *

- ・ 活動内容に変更が生じた場合は、事前に学生生活課へ書類を再提出すること。活動後の提出は認められない。
- ・ 課外活動再開許可申請書の内容を超えた活動やガイドラインに反する活動、感染対策が行われていない活動が認められた場合は、一切の活動を禁止する。
- ・ インターネットを利用した活動等については事前申請を不要とする。ただし、インターネットで公開する情報は様々な人が閲覧する可能性があることを認識して、適切に利用すること。
- ・ ガイドラインは団体内で共有・確認を行い、参加者全員が感染対策に努めること。

記入日： 年 月 日

課外活動再開にあたっての保証人同意書

女子栄養大学長 殿

今後、課外活動が再開された場合、「課外活動再開ガイドライン」の内容を理解した上で活動に参加することに同意します。

団体名 _____ (公認クラブ・登録サークル)

学生氏名 (学籍番号) _____ (_____)

保証人氏名 _____ 印

学生本人との続柄 _____

保証人連絡先 _____

注意 必ず保証人が記入してください。